

福島県観光需要創出支援事業（観光特典クーポン）支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福島県観光需要創出支援事業（観光特典クーポン）（以下「支援事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 福島県（事業受託者：株式会社 JTB 福島支店。以下、「事務局」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の落ち込みに対応するため、予算の範囲内において、支援金を交付する支援事業を実施するあたり、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象加盟店）

第3条 本支援事業の対象となる事業者は、福島県内に所在し、別表1に該当する事業者（以下「対象加盟店」という。）とする。

2 交付対象地域は福島県内全域とする。

（支援金額）

第4条 対象加盟店は、施設利用料金や販売料金を別表2に記載の観光特典クーポン（以下「クーポン」という。）枚数に応じて支払代金から割引いて販売するものとし、支援金額は割引額とする。

2 事務局は対象加盟店に割引額分の支援金を交付する。

（支援事業の登録申請）

第5条 対象加盟店は、事務局に対し、以下の提出書類を送付する。

（1）提出書類

ア 登録申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第1号 別記1）

ウ その他、福島県及び事務局が必要と認める書類

（2）提出先・提出期限

別途事務局が定めるものとする。

2 福島県観光周遊宿泊支援対策事業で登録していた宿泊施設については、前項の申請を省略することができる。

3 第1項に定める登録申請は、事務局が別途定める電子機器により代替することができる。

(登録内容の変更)

第6条 交付決定額通知後に、次に掲げる事由により支援加盟店が登録内容の変更をしようとする場合は、変更申請書(様式第2号)を事務局に提出しなければならない。

- (1) 支援目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更
- (2) 事業の中止

2 変更申請書に添付する書類及び提出先等については次のとおりとする。

- (1) その他、福島県及び事務局が必要と認める書類
- 3 第1項及び第2項に定める申請は、事務局が別途定める電子機器により代替することができる。

(実績報告)

第7条 対象加盟店は、事業の実績をとりまとめ実績報告書(様式第3号)を事務局に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 支援金を利用したことが証明できる書類
- (2) その他、福島県及び事務局が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書は事務局の指定する輸送機関の専用フォームで代替することができる。

(支援金の額の確定)

第8条 事務局は、実績報告書を確認後、対象加盟店に支援金の額の確定通知を支援金交付確定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 前項の通知は県の指定する電子機器により代替することができる。

(支援金の交付)

第9条 事務局は前条の規定により通知を行った日から、遅滞なく、対象加盟店に支援金を支払うものとする。

(各種申請手続き)

第10条 本要綱に定める各種申請は事務局が定める方法により行うことができる。

(支援金の交付条件)

第11条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。

- (2) 対象加盟店は、事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 対象加盟店は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。
- (5) 対象加盟店は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象加盟店は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（状況報告及び調査）

第12条 福島県及び事務局は必要に応じて対象加盟店から対象事業に関する報告を求め、又は調査することができる。

（支援金の交付決定の取消し）

第13条 福島県及び事務局は、対象加盟店がこの要綱の規定に違反した場合、福島県及び事務局が不相当と認める不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

（支援金の返還）

第14条 福島県及び事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、対象加盟店にその返還を命じる

ものとする。

2 前項の命令を受けた対象加盟店は、福島県及び事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第15条 対象加盟店は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、福島県個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号)及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

別表 1

【対象加盟店】

対象分野	具体的な店舗種類
土産物店 ・ 飲食店	道の駅、観光地の土産物店、県農産物を使った特産品販売所、県産品を取り扱う販売所、加工所、海産物、観光果樹園、工芸品店、陶芸品店、観光地の飲食店 等
体験施設	自然アクティビティ、動物園、観光牧場、観光農園、着物着付け所、サーキット場、ゴンドラ運営、マリナー業、観光ボート業、観光釣り堀、パークゴルフ場 等
温泉施設	日帰り入浴施設、温泉地の公衆浴場 等
清酒・ワイン 醸造所	清酒、ワイン、ウィスキーを製造する工場と隣接している販売店 等
展覧施設	美術館、博物館、水族館、植物園、昆虫園、歴史建造物、科学館、資料館、天文台、城郭施設、公園、テーマパーク 等
交通機関	鉄道、バス、タクシー、レンタカー等及びガソリンスタンド 等

※飲食店については、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。

■対象飲食店

食堂・レストラン・専門料理店・そば/うどん店・寿司屋・居酒屋・ビヤホール・喫茶店 等

■対象外飲食店

キャバクラ・ガールズバー・ショーパブ・ホストクラブ・スナック・接待を伴う料亭 等

別表 2

【クーポン】

配布対象者	福島県観光需要創出支援事業（福島県「来て。」割）を利用し、 ①福島県内の宿泊施設に宿泊した旅行者 ②支援対象となる福島県内日帰り旅行商品による旅行者
使用期間	チェックインの日からチェックアウトの日まで ※日帰り旅行においては、催行日限り